

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター職員退職手当規程

制 定 平成 19 年 4 月 1 日

最終改正 令和 5 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター職員就業規則(以下「就業規則」という。)第 8 6 条の規定に基づき、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター(以下「センター」という。)の常勤職員(以下「職員」という。)の退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第 2 条 この規程による退職手当は、前条に規定する職員が退職した場合にその者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。

2 この規程による退職手当は、この規程の規定によりその支給を受けるべき者の同意を得た場合には、その指定する金融機関における本人名義の預金口座に振り込むことができるものとする。

3 次条から第 8 条までの規定による退職手当(以下「一般の退職手当」という。)及び第 1 2 条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して 1 月以内に支払わなければならない。

4 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第 5 条の 3 まで及び第 7 条の規定により計算した退職手当の基本額に、第 8 条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第 3 条 退職した者で、次の表の退職者の欄に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の基本給月額(基本給(これに相当する基本給を含む。以下同じ。))が日額で定められている者については、基本給の日額の 21 日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の理由によりその基本給の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの理由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき基本給の月額とする。以下「退職日基本給月額」という。)に、その者の勤続期間が該当する同表の年数の欄に掲げる年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とする。

退 職 者	年 数	割 合
1 傷病(厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条及び第5条において同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第10条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この表及び第8条第3項において「自己都合等退職者」という。)で、勤続期間が20年未満のもの	1年	100分の60
	2年	100分の120
	3年	100分の180
	4年	100分の240
	5年	100分の300
	6年	100分の360
	7年	100分の420
	8年	100分の480
	9年	100分の540
	10年	100分の600
	11年	100分の888
	12年	100分の976
	13年	100分の1,064
	14年	100分の1,152
	15年	100分の1,240
	16年	100分の1,539
	17年	100分の1,683
	18年	100分の1,827
	19年	100分の1,971

退職者	年数	割合	
2 勤続期間が20年未満である自己都合等退職者及び次条第1項又は第5条の規定に該当する者を除き、退職した者	1年	100分の100	
	2年	100分の200	
	3年	100分の300	
	4年	100分の400	
	5年	100分の500	
	6年	100分の600	
	7年	100分の700	
	8年	100分の800	
	9年	100分の900	
	10年	100分の1,000	
	11年	100分の1,110	
	12年	100分の1,220	
	13年	100分の1,330	
	14年	100分の1,440	
	15年	100分の1,550	
	16年	100分の1,710	
	17年	100分の1,870	
	18年	100分の2,030	
	19年	100分の2,190	
	20年	100分の2,350	
	21年	100分の2,550	
	22年	100分の2,750	
	23年	100分の2,950	
	24年	100分の3,150	
	25年	100分の3,350	
	26年	100分の3,510	
	27年	100分の3,670	
	28年	100分の3,830	
	29年	100分の3,990	
	30年	100分の4,150	
		31年以上	100分の4,150に勤続期間の年数から30年を減じた年数1年につき100分の120を加算した割合

〔一部改正〕 R5. 3

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 退職した者で次の表の退職者の欄に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日基本給月額に、その者の勤続期間が該当する同表の年数の欄に掲げる年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とする。

退職者	年数	割合
1 1年以上11年未満勤続して就業場所の移転により退職した者であって理事長の承認を得たもの(以下この表において「移転退職者」という。)	1年	100分の125
	2年	100分の250
	3年	100分の375
2 11年以上25年未満勤続して退職した者であって次に掲げるもの	4年	100分の500
	5年	100分の625

退職者	年数	割合
(1) 移転退職者	6年	100分の750
(2) 就業規則第61条の規定により退職した者	7年	100分の875
(3) その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって理事長の承認を得たもの	8年	100分の1,000
	9年	100分の1,125
(4) 通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。)による傷病により退職した者	10年	100分の1,250
	11年	100分の1,387.5
	12年	100分の1,525
(5) 死亡(業務上の死亡を除く。)により退職した者	13年	100分の1,662.5
3 20年以上25年未満勤続して退職した者であって、理事長が別に定める期間内に申し出てその者の非違によることなく退職し、かつ、退職の日における年齢が45年以上である者であって理事長の承認を得たもの	14年	100分の1,800
	15年	100分の1,937.5
	16年	100分の2,137.5
	17年	100分の2,337.5
	18年	100分の2,537.5
	19年	100分の2,737.5
	20年	100分の2,937.5
	21年	100分の3,137.5
	22年	100分の3,337.5
	23年	100分の3,537.5
	24年	100分の3,737.5

〔一部改正〕 R5.3

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 退職した者で次の表の退職者の欄に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日基本給月額に、その者の勤続期間が該当する同表の年数の欄に掲げる年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とする。

退職者	年数	割合	
1 1年以上25年未満勤続して退職した者であって次に掲げるもの	1年	100分の150	
	2年	100分の300	
(1) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずる場合において、理事長が定めた計画に基づき勸奨を受け、又はその意に反し退職した者(以下この表において「整理退職者」という。)	3年	100分の450	
	4年	100分の600	
	5年	100分の750	
	6年	100分の900	
	(2) 業務上の傷病又は死亡により退職した者(以下この表において「業務傷病退職者等」という。)	7年	100分の1,050
		8年	100分の1,200
2 25年以上勤続して退職した者であって次に掲げるもの	9年	100分の1,350	
	(1) 整理退職者	10年	100分の1,500
	(2) 業務傷病退職者等	11年	100分の1,665
	(3) その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって理事長の承認を得たもの	12年	100分の1,830
	(4) 理事長が別に定める期間内に申し出てその者の非違によることなく退職し、かつ、退職の日における年齢が45年以上である者であって理事長の承認を得たもの	13年	100分の1,995
		14年	100分の2,160
		15年	100分の2,325
		16年	100分の2,490
	(5) 就業規則第61条の規定により退職した者	17年	100分の2,655
	(6) 通勤による傷病により退職した者	18年	100分の2,820
	(7) 死亡により退職した者((2)に該当する者を除く。)	19年	100分の2,985
	(8) 移転退職者	20年	100分の3,150
		21年	100分の3,315

退職者	年数	割合
	22年	100分の3,480
	23年	100分の3,645
	24年	100分の3,810
	25年	100分の3,975
	26年	100分の4,155
	27年	100分の4,335
	28年	100分の4,515
	29年	100分の4,695
	30年	100分の4,875
	31年	100分の5,055
	32年	100分の5,235
	33年	100分の5,415
	34年	100分の5,595
	35年以上	100分の5,595に勤続期間の年数から34年を減じた年数1年につき100分の105を加算した割合

〔一部改正〕 H21. 1、 R5. 3

(基本給月額の変額改定以外の理由により基本給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、基本給月額の変額改定(基本給月額の変定をする規程が制定された場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けていた基本給月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の基本給月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の基本給月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前基本給月額」という。)が、退職日基本給月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前基本給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前基本給月額を基礎として、第3条から第5条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- (2) 退職日基本給月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - ア その者に対する退職手当の基本額が第3条から第5条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日基本給月額に対する割合
 - イ 前号に掲げる額の特定減額前基本給月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、第9条第1項及び第5項の規定により計算した期間とする、

〔一部改正〕 R5. 3

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第5条の表2の項に規定する者((1)から(4)までに掲げる者に限る。)であって、定年に達する日前における直近の3月31日までに退職し、かつ、年齢50年以上であるものに対する第5条及び第5条の2第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条	退職日基本給月額	退職日基本給月額及び退職日基本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数(当該年数が11年から20年までである場合は、10年)1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前基本給月額	並びに特定減額前基本給月額及び特定減額前基本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数(当該年数が11年から20年までである場合は、10年)1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号	退職日基本給月額に、	退職日基本給月額及び退職日基本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数(当該年数が11年から20年までである場合は、10年)1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前基本給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前基本給月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

〔一部改正〕R5.3

(一般の退職手当の額に係る特例)

第6条 第5条に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条第4項、第5条、第5条の2及び第8条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは、給与規程の規定による基本給表が適用される職員については基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とし、その他の職員についてはこの基本給月額に準じて定めたる額とする。

〔一部改正〕R5.3

(退職手当の基本額の最高限度額)

第7条 第3条から第5条までの規定により計算した退職手当の基本額が、退職日基本給月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

2 第5条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 60以上 特定減額前基本給月額に60を乗じて得た額
- (2) 60未満 特定減額前基本給月額に第5条の2第1項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日基本給月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

3 第5条の3に規定する者に対する前2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1項	第3条から第5条まで	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条
	退職日基本給月額	退職日基本給月額及び退職日基本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数(当該年数が11年から20年までである場合は、10年)1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	これらの	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の
第2項	第5条の2第1項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	同項第2号イ	第5条の3の規定により読み替えて適用する同項第2号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第2項第1号	特定減額前基本給月額	特定減額前基本給月額及び特定減額前基本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数(当該年数が11年から20年までである場合は、10年)1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第2項第2号	特定減額前基本給月額	特定減額前基本給月額及び特定減額前基本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数(当該年数が11年から20年までである場合は、10年)1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	第5条の2第1項第2号イ	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号イ
	及び退職日基本給月額	並びに退職日基本給月額及び退職日基本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数(当該年数が11年から20年までである場合は、10年)1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第5条の3の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

〔一部改正〕R5.3

(退職手当の調整額)

第8条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員の休職の事由を定める条例(昭和56年鳥取県条例第7号)第2条第1号に掲げる事由による休職を除く。)、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうち理事長が定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 65,000円
- (2) 第2号区分 59,550円
- (3) 第3号区分 54,150円
- (4) 第4号区分 43,350円
- (5) 第5号区分 32,500円
- (6) 第6号区分 27,100円
- (7) 第7号区分 21,700円

(8) 第8号区分 0

2 前項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して別表のとおり定める。

3 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が0のもの 0

(3) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(4) 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0

4 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他のこの条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、別に定める。

[一部改正] H29.3、R5.3

(勤続期間の計算)

第9条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数とする。

3 職員が退職した場合(第10条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

4 前3項の規定による在職期間のうち、就業規則第68条の規定による休職(業務上の傷病又は通勤による傷病による休職を除く。)、同規則第75条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に勤務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。)が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数(就業規則第30条第2項の規定による期間については、その月数)を前3項の規定により計算して得た在職期間から除算する。

5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間は、職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号。以下「退職手当条例」という。)第9条第5項の規定の例による。

6 第1項から第4項までの規定は、前項の規定により職員として引き続いた在職期間に含まれる在職期間を計算する場合に準用する。

7 前6項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満(第3条(傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。))、第4条又は第5条の規定による退職手当を計算する場合にあっては、1年未満の場合には、これを1年とする。

8 前項の規定は、第6条又は第12条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については適用しない。

9 第12条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、前8項の規定により計算した在職期間に1月未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。

[一部改正] R5.3

(退職手当の支給制限)

第10条 一般の退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。

(1) 就業規則第75条の規定による懲戒免職の処分これに準ずる処分を受けた者

(2) 就業規則第60条の規定による失職(同条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職をした者

(3) 就業規則第65条第2項の規定に該当し退職させられたもの又はこれに準ずる者

2 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、その退職については、退職手当を支給しない。

[一部改正] R5. 3

(予告を受けない退職者の退職手当)

第 1 1 条 職員の退職が労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 20 条及び第 21 条の規定に該当する場合におけるこれら規定による給付は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、一般の退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

(失業者の退職手当)

第 1 2 条 失業者の退職手当については、退職手当条例第 1 5 条の規定の例による。

[一部改正] R5. 3

(遺族の範囲及び順位)

第 1 3 条 第 2 条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

(3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第 2 号に該当しないもの

2 前項に掲げる者に退職手当を支給する場合の順位にあつては、前項各号の号数の昇順とし、第 2 号及び第 4 号に掲げる者に支給する場合にあつては、当該各号に掲げる順位によるものとする。この場合において、父母については、養父母が実父母に先位し、祖父母については、養父母の父母が実父母の父母に先位し、父母の養父母が父母の実父母に先位するものとする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が 2 人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第 1 4 条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(定義)

第 1 5 条 本条から第 1 7 条の 3 までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 懲戒免職等処分 地方公務員法第 2 9 条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。

(2) 退職手当管理機関 地方公務員法その他の法令の規定により職員の退職(この規程その他の規程の規定により、この規程の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下第 1 7 条の 3 までにおいて同じ。)の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関(当該機関がない場合にあつては、懲戒免職等処分及び本条から第 1 7 条の 3 までの規定に基づく処分の性質を考慮して理事長が定める機関)をいう。ただし、当該機関が退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職(当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職)を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関(当該機関がない場合にあつては、懲戒免職等処分及び本条から第 1 7 条の 3 までの規定に基づく処分の性質を考慮して理事長が定める機関)をいう。

[全部改正] R5. 3

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者

2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を官報に掲載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

[全部改正] R5.3

(退職手当の支払の差止め)

第16条の2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為(在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。)をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、審査請求をすることができる期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第

- 3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
- (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
- (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 6 第3項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 7 前2項の規定は、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 8 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第12条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。
- 9 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合(これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至ったときを含む。)において、当該退職をした者が既に第12条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。
- 10 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。
- [追加] R5.3

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

- 第16条の3 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第16条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
- (1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額

の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第16条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- 3 退職手当管理機関は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 鳥取県行政手続条例(平成6年鳥取県条例第34号)第3章第2節(第27条を除く。)の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
- 5 第16条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。
- 6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

〔追加〕R5.3

(退職をした者の退職手当の返納)

第17条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第16条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第12条の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第17条の3において「失業手当受給可能者」という。)であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額(次条及び第17条の3において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(定年再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第12条の規定による退職手当等の額の支払を受けている場合(受けることができる場合を含む。)における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。
- 3 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
- 4 退職手当管理機関は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 5 鳥取県行政手続条例第3章第2節(第27条を除く。)の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
- 6 第16条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

〔全部改正〕R5.3

(遺族の退職手当の返納)

第17条の2 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第16条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした

者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- 2 第16条第2項並びに前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。
- 3 鳥取県行政手続条例第3章第2節(第27条を除く。)の規定は、前項において準用する前条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

〔追加〕R5.3

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

- 第17条の3 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第17条1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第17条第5項又は前条第3項において準用する鳥取県行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第17条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第5項までに規定する場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
 - 3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第16条の2第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第17条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
 - 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第17条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
 - 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第17条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した

ときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 6 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第16条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。
- 7 第16条第2項並びに第17条第2項及び第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。
- 8 鳥取県行政手続条例第3章第2節(第27条を除く。)の規定は、前項において準用する第17条第4項の規定による意見の聴取について準用する。
〔追加〕 R5.3

(職員以外の地方公務員等となった者の取扱い)

第18条 職員が引き続いて職員以外の他の地方公務員等となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、職員以外の地方公務員等に対する退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準により、その者の職員以外の地方公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この規程による退職手当は支給しない。

(公務又は通勤によることの認定の基準)

第19条 理事長は、退職の理由となった傷病又は死亡が公務上のもの又は通勤によるものであるかどうかを認定するに当たっては、地方公務員災害補償法の規定により職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。
〔一部改正〕 R5.3

(勸奨の要件)

第20条 その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者にかかる当該勸奨は、その事実について別に定めるところにより、記録が作成されたものでなければならない。

(補則)

第21条 この規程に定めるもののほか、退職手当の支給に関する取扱いについては、退職手当条例の規定の例による。
〔一部改正〕 R5.3

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 職員の定年等に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号)の施行の日現に在職する職員のうち次に掲げるものが、年齢50年以上で、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した場合又は理事長が別に定める期間内に申し出てその者の非違によることなく退職した場合において理事長の承認を得たときは、第5条から第5条の3までの規定に該当する場合のほか、当分の間、第5条から第5条の3まで及び第7条の規定による退職手当を支給することができる。
(1) 職員としての勤続期間が10年以上の者
- 3 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者(附則第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで及び附則第6項から第10項までの規定により計

算した額にそれぞれ 100 分の 83.7 を乗じて得た額とする。この場合において、第 6 条中「第 8 条」とあるのは、「第 8 条並びに附則第 3 項」とする。

- 4 当分の間、36 年以上 42 年以下の期間勤続して退職した者で第 3 条の表 2 の項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同条又は第 5 条の 2 及び附則第 8 項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 5 当分の間、35 年を超える期間勤続して退職した者で第 5 条又は附則第 7 項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を 35 年として附則第 3 項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 6 当分の間、第 4 条の規定は、11 年以上 25 年未満の期間勤続した者であって、60 歳に達した日以後における最初の 3 月 31 日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同条の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第 3 条の規定の適用については、同条の表 2 の項中「又は第 5 条」とあるのは、「第 5 条又は附則第 6 項」とする。
- 7 当分の間、第 5 条の規定は、25 年以上の期間勤続した者であって、60 歳に達した日以後における最初の 3 月 31 日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同条の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第 3 条の規定の適用については、同条の表 2 の項中「又は第 5 条」とあるのは、「第 5 条又は附則第 7 項」とする。
- 8 職員給与規程附則第 6 条の規定による職員の基本給月額の変更(次項において「基本給月額 7 割措置」という。)は、基本給月額の減額改定に該当しないものとする。
- 9 当分の間、基本給月額 7 割措置の適用を受ける者のうち、基本給月額 7 割措置を受けた日(以下この項において「7 割措置日」という。)より前に基本給月額の減額改定以外の理由によりその者の基本給月額が減額されたことがある場合において、当該減額をされた日(以下この項において「特別特定減額日」という。)の前日におけるその者の基本給月額(以下この項において「特別特定減額前基本給月額」という。)が 7 割措置日の前日におけるその者の基本給月額(以下この項において「7 割措置前基本給月額」という。)よりも多く、かつ、7 割措置前基本給月額が退職の日におけるその者の基本給月額より多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、第 5 条の 2 の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。
 - (1) その者が特別特定減額前基本給月額(当該特別特定減額前基本給月額に係る特別特定減額日が 2 以上ある場合は、これらのうち最も遅い日の前日におけるものをいう。以下この項において同じ。)に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前基本給月額を基礎として、第 3 条から第 5 条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
 - (2) その者が 7 割措置日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び 7 割措置前基本給月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - ア その者が 7 割措置日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び 7 割措置前基本給月額を基礎として、第 3 条から第 5 条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に対する割合
 - イ 前号に掲げる額の特別特定減額前基本給月額に対する割合
 - (3) 退職の日におけるその者の基本給月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - ア その者に対する退職手当の基本額が第 3 条から第 5 条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職の日におけるその者の基本給月額に対する割合
 - イ 前号に掲げる額の 7 割措置前基本給月額に対する割合
- 10 当分の間、第 5 条の表 2 の項に規定する者((1) から (4) までに掲げる者に限る。)に対する第 5 条の 3 及び第 7 条第 3 項の規定の適用については、第 5 条の 3 本文中「定年に達する日」とあるのは「定年 60 歳に達する日」と、第 5 条の 3 の表第 5 条の項、第 5 条の 1 第 1 項第 1 号の項及び第 5 条の 2 第 1 項第 2 号の項並びに第 7 条第 3 項の表第 1 項の項、第 2 項第 1 号の項及び第 2 項

第第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数」とあるのは「その者に係る定年60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年1月1日から施行する。
(平成21年1月1日給料月額改定に伴う取扱い)
- 2 平成21年1月1日地方独立行政法人鳥取県産業技術センター職員給与規程の改正による給料月額の改定より当該改定前に受けていた給料月額が減額された職員に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条までの規定にかかわらず、当該減額を第5条の2第1項に規定する給料月額の減額改定とみなして、第5条の2若しくは第5条の3又は第7条の2若しくは第7条の3の規定の例により計算した額とする。
- 3 前項の規定の適用については、第5条の3の適用を受ける職員との権衡を考慮するものとし、その取り扱いは鳥取県職員の例によるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年3月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
(退職手当規程の一部改正に伴う経過措置)
- 2 暫定再任用職員に対する第2条第1項の規定の適用については、同項中「(以下「職員」という。)」とあるのは、「(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項、第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)」とする。

別表〔第8条関係〕
一部改正〔H20.3〕

区分	調整月額	職員の給料表			
		事務職 給料表	研究職給料表	任期付研究員 規則第9条第 1項の給料表	任期付研究員 規則第9条第 2項の給料表
第1号	円 65,000	9級	5級(役職加算が100分の20である者で、かつ、管理職手当支給区分が1種の職を占めるものに限る。)	6号給	
第2号	59,550	8級	5級(役職加算が100分の20である者で、かつ、管理職手当支給区分が2種の職を占めるものに限る。)	5号給	
第3号	54,150	7級	5級(役職加算が100分の15である者で、かつ、管理職手当支給区分が3種の職を占める者に限る。)	4号給	
第4号	43,350	6級	5級(役職加算が100分の15である者(第3号の項に掲げる者を除く。))に限る。)	3号給	
第5号	32,500	5級	4級	2号給	
第6号	27,100	4級	3級	1号給	
第7号	21,700	3級	2級(理事長が別に定める者に限る。)		3号給、2号給、 又は1号給
第8号	0	2級又は 1級	2級(第7号の項に掲げる者を除く。)		

備考 この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- 1 役職加算 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)第50条第4項に規定する加算割合をいう。
- 2 管理職手当支給区分 職員給与規程第16条に指定する管理職手当に係る区分をいう。
- 3 経験年数 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号)第2条第4号に規定する経験年数をいう。

〔一部改正〕H29.3